

# 免除規定（作業療法士・言語聴覚士）

## 1) 初期研修

※実務経験年数が5年以上でいずれかに該当する者、かつ以下の項目に該当する場合

- ①介護保険領域で1年以上実務を行った者
- ②茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得しているもの
- ③介護支援専門員の資格を有するもの
- ④3士会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を修了した者
- ⑤茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者
- ⑥その他、会長が認めた者

## 2) 指定研修

以下の研修等をすでに受講されている項目については受講証明を以て免除となります。

### ◆認知症

- ・認知症サポーター養成講座を受講している者
- ・認知症キャラバンメイトを取得している者

### ◆活動参加

- ・生活行為向上マネジメント基礎研修会を修了している者
- ・生活行為向上マネジメント実践者を取得している者